



後期高齢者医療制度の見直し

■問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
洞爺湖町役場住民課国保・医療グループ ☎74-3002

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が見直しされました

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

【平成29年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

▶ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

◆保険料の計算方法（平成29年度）

- 保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\text{均等割} \quad + \quad \text{所得割} = \text{1年間の保険料}$$

【1人当たりの額】 49,809円

【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成28年中の所得 - 33万円) × 10.51%

【限度額57万円】
(100円未満切り捨て)

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。